

昭和四十四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日(当
の翌日は、そ
の翌日)

目 次

◇規 則 鳥取県日雇労働者就職支度金貸付規則の一部を改正する規則

◇告 示 昭和四十四年鳥取県事業所経済調査要綱

健康保険法による保険医療機関及び保険薬局の指定

昭和四十三年五月鳥取県告示第三百九十四号の一部改正

保安林予定森林にする旨の通知

土地改良事業の認可

規 則

鳥取県日雇労働者就職支度金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十四年五月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第二十七号

鳥取県日雇労働者就職支度金貸付規則の一部を改正する規則

鳥取県日雇労働者就職支度金貸付規則(昭和三十七年十二月鳥取県規則第七十二号)の一部を次のように改正する。

第二条中「公共職業安定所の紹介により」を削り、「当該紹介の日」を「当該就職決定の日」に改める。

第九条及び第十条第二号中「公共職業安定所の紹介により」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

鳥取県告示第三百三十二号

鳥取県統計調査条例(昭和二十五年三月鳥取県条例第七号)に基づき、

昭和四十四年鳥取県事業所経済調査を次の要綱により行なうので、同条例

第二条の規定により告示する。

昭和四十四年五月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

昭和四十四年鳥取県事業所経済調査要綱

一 調査の目的

この調査は、昭和四十三年の本県における鉱業、建設業、卸売業、小売業、金融・保険業、不動産業、運輸通信業、電気・ガス・水道業及びサービス業（以下「鉱業等」という。）を営む民営の事業所の経営の実態を把握し、県民所得統計及び県行政の基礎資料を得ることを目的とする。

二 調査の範囲

この調査は、本県において鉱業等を営む民営の事業所のうち、知事が別に定める方法によつて抽出したもの（以下「調査事業所」という。）について行なう。

三 調査事項

- (1) 調査事業所の名称
- (2) 調査事業所の所在地
- (3) 事業内容
- (4) 従業者数
- (5) 県内経営同一事業所
- (6) 損益計算及び営業費用の内訳
- (7) 年間設備投資額
- (8) 棚卸資産在庫額

四 調査の対象となる期間

昭和四十三年四月一日から昭和四十四年三月三十一日まで又はこの期間を最も多く含む調査事業所の一の事業年度若しくは営業年度の期間とする。

五 調査の実施期間

昭和四十四年七月一日から七月三十一日までとする。

六 調査の方法

この調査は、知事が市町村に置く調査員を通じて行なうものとし、調査員が配布する調査票に各調査事業所が記入する。ただし、一部の調査事業所については、知事が直接郵送調査を行なう。

七 調査票の提出期日及び提出先

調査票は、調査事業所の所在する市町村の長を経由して昭和四十四年九月三十日までに知事に提出する。

八 調査結果の公表

この調査の結果は、集計完了後すみやかに公表する。

鳥取県告示第三百三十三号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定により、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

昭和四十四年五月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第三百三十四号

昭和四十三年五月鳥取県告示第三百九十四号(豚等の移入を禁止する区域の指定について)の一部を次のように改正し、昭和四十四年五月二十七日から施行する。

昭和四十四年五月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

別表を次のように改める。

群馬県前橋市 埼玉県大里郡

鳥取県告示第三百三十五号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法(昭和

名 称	所 在 地	診 療 科 名	開 設 者 名	指 定 年 月 日	採 用 点 数 表
足立 医院	倉吉市上井町二丁目一〇の七	産婦人科、内科、小児科	足立 作 郎	昭和四十四年五月十日	乙表点数表
辻 谷 医 院	米子市糺町二丁目一一八の三	外科、皮膚科、肛門科、胃腸科	辻 谷 賢 三	二十三日	"
名島 外科 医院	倉吉市東岩倉町二二三六	外科、皮膚科、泌尿科、肛門科	名 島 俊 一	二十五日	"
立川眼科、耳鼻咽喉科診療所	境港市上道町下無頭一六六二	眼科、耳鼻咽喉科、気管食道科	立 川 多 寿 子	二十八日	"
中野 医 院	東伯郡東伯町保	内科、皮膚科	中 野 治	二十三日	"
角 尾 薬 局	鳥取市賀露町一〇四七		角 尾 静 恵	二十五日	

二十六年法律第二百四十九号(第三十条の規定により告示する。

昭和四十四年五月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 (一) 保安林予定森林の所在場所

倉吉市般若字本松四二八の一、四二九の一、四三〇、字駄カハシ四三一、四三二、字本谷奥四三三から四三六まで、上大立字豆ヶ谷五三八の一、字熊シデケ平ル五三九の一、字下大流五四〇の一、字祖母ヶ墓五四一、字大畑ヶ谷五四二、字大樫ノ上リエゴ五四三、字上大流五四四、字大樫ノ谷五四五、字本谷奥五四六、椋波字大清水六一〇の一、六一一の一、六一二の一、字坂谷六一三から六一六まで、字本谷奥六一七から六二〇まで、立見字鷺谷九四二の一、字

西茗荷谷九六〇の一、字東茗荷谷九六一の一、字柚小屋九六二の一、字大清水九六三、字駄床九六四、字本谷奥九六五、河来見字八間釜七九八の一、字倉功谷奥一〇二七、字日南ノ谷一〇一八の一、字虎ヶ谷一〇一九の一、字本谷奥一〇二〇の一

(二) 指定の目的

水源のかん養

(三) 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、倉吉地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

二 (一) 保安林予定森林の所在場所

東伯郡関金町大字関金宿字東平池谷二一五二の二、字大阪谷二一五六・二一五七・字本池谷二二五八(以上三筆について、次の図に示す部分に限る。)、二二五九、字池谷ノ内参二二六〇(次の図に示す部分に限る。)

(二) 指定の目的

水源のかん養

(三) 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、倉吉地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に採る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林部林務課並びに倉吉市役所及び関金町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第三百三十六号

箕蚊屋土地改良区から申請のあつた新たに行なおうとする土地改良(日吉津地区かんがい排水)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第一項の規定に基づき、昭和四十四年五月十七日認可したので同法同条第八項の規定により告示する。

昭和四十四年五月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月三百円(送料を含む)】